

建 築 工 事 関 係 資 料

令和7年4月

兵庫県まちづくり部

目 次

資料 1	工事関係提出書類等について	1
------	---------------	---

資料 2	適正な施工体制の確保について	2
------	----------------	---

1	技術者の配置	1/12	2
2	施工体制台帳等	2/12	3
3	工事現場に掲げる標識等	7/12	8
4	工事現場における名札の着用	9/12	10
5	施工体制の確認	10/12	11
6	建設業退職金共済制度利用状況の履行確認	12/12	13

資料 3	建築工事における建設副産物処理マニュアル	14
------	----------------------	----

1	建設副産物	3/22	16
2	契約にあたって	4/22	17
3	建築物の解体工事等の一般的フロー	4/22	17
4	事前調査	5/22	18
5	調査結果の説明・報告・公表	6/22	19
6	作業計画等	7/22	20
7	行政庁への届出・標識の掲示	8/22	21
8	施工中の措置	10/22	23
9	完了報告等	11/22	24
	《参考様式》	12/22	25

資料 4	施工計画書及び施工図について	36
------	----------------	----

1	総合施工計画書	1/2	36
2	工種別施工計画書及び施工図	1/2	36
3	交通誘導員	2/2	37

【営繕課適用】

資料 5	工事の記録について	38
------	-----------	----

1	工事進捗状況報告書	1/2	38
2	打合せ記録	1/2	38
3	各工事の記録	2/2	39

【営繕課・設備課適用】

資料 6	目的物・工事関係図書の引渡しについて	40
------	--------------------	----

1	公有財産受渡書	1/3	40
2	引渡図書作成要領	2/3	41
3	引渡図書の提出先	3/3	42

工事関係提出書類等について

工事に必要な書類等について、主なものを下記に示しています。適時、提出してください。特に担当職員との調整、あるいは承認・承諾の必要な書類については、時間に余裕をもった提出を心がけるようにしてください。なお、工事検査時には、建設工事請負契約書、設計図書及び仕様書（標準仕様書を含む）とともに、以下の書類をそろえて準備してください。

※ ○印は契約時・着手時に提出する書類

項 目	書 類 等	標 仕
建設工事関係提出書類様式集 ＜契約時に総務課から配布＞	○請負代金内訳書（法定福利費を明示）・工事工程表・略歴書 ○暴力団排除条例に基づく誓約書（元請、下請とも計 200 万円超え契約必須） ○労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（元請、下請とも計 200 万円超え契約必須） ○社会保険等加入対策に関する誓約書・適用除外誓約書・特別事情申請書 ○建設業退職金共済証紙購入確認書 ・前払金請求書・中間前払金認定請求書・工事履行報告書・出来形確認検査願 ・工事完成届・請求書 ※請負代金内訳書・工事工程表は契約後及び変更後 10 日以内・その他は適時	契約関係書類
火災保険、建設工事保険その他の保険	（建設工事請負契約書第 57 条）	
法定外の労災保険等	（建設工事請負契約書第 57 条） ・県と元請との契約金に下請分の保険料相当額が含まれているため、全ての下請が法定外の労災保険に加入する必要がある	
官公署その他への届出手続等 （工事に係る申請・届出）	・請負者が申請者となる道路工事施工承認、騒音規制法や労働安全衛生法等に基づく届出や検査済証等の写し ・発注者が申請者となる行政の検査済証等	1.1.3
工事実績情報の登録（CORINS）	○工事カルテ受領書の写し ※契約後、変更契約後、完成後 10 日以内（土日祝日を除く）に登録	1.1.4
施工体制台帳・施工体系図等	資料 2「適正な施工体制の確保について」による。以下とともに整理する。	1.1.5
下請負人との契約書	・契約書又は注文請書の写し。全ての再下請負人との契約書も必要 ・暴力団排除条例に基づく誓約書の写しとも。再下請負人の誓約書も必要	
建設業の許可書	・下請負・再請負とも（写し）	
監理（主任）技術者の資格・雇用関係の証明	・監理技術者資格者証の写し ・健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し	
建設業退職金共済制度の履行確認	・掛金収納書・共済証紙貼付状況報告書・共済証紙受払簿 ※建設業退職金共済制度等の適用状況一覧（参考様式）を利用して整理するとよい	
工事現場に掲げる標識 （掲示の写真）	・建設業の許可票・労災保険関係成立票 ・建設業退職金共済制度適用事業主工事現場・石綿に関するもの等	
実施工程表	全体工程表のほか必要に応じ月間・週間・工種別工程表 ※中間検査時には出来高（進捗率）を明示すること	1.2.1
施工計画書	資料 4「施工計画書及び施工図」を参照すること ・総合計画書：工事着手前に作成 ・工種別施工計画書：適時 ※品質計画に係る部分は承諾印が必要	1.2.2
施工図等	施工図・製作図・製作要領等	1.2.3
工事の記録（工事中の検査・確認・報告の記録）	資料 5「工事の記録について」を参照すること ・工事進捗状況報告書・工事打合せ簿 ・材料（機器）承諾・品質証明・見本品・関係カタログ・材料検査・材料納品書 ・試験成績書・検査資格者確認・工事写真・施工報告	1.2.4 1.4.2 1.5.4
施工中の安全確保に関する資料	安全衛生管理体制表、緊急連絡体制表、防火管理組織表	1.3.7
建設副産物の処理等	資料 3「建築工事における建設副産物処理マニュアル」を参照すること ○解体工事に要する費用等に関する書面 ・再生資源利用（促進）計画書及び実施書・再資源化等計画書及び報告書 ・委託契約書・収集運搬業許可書・処分業許可書・運搬等ルート表 ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）・過積載防止のチェック・処理集計表	1.3.8 1.3.11
シックハウス対策	環境測定報告書	1.5.9
完成図	保全に関する資料（標仕 1.7.3）とも	1.7.2
保全に関する資料	資料 6「目的物・工事関係図書の引き渡しについて」を参照すること ・公有財産受渡書・引渡図書	1.7.3

適正な施工体制の確保について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者へ提出するとともに、施工体系図を作成し工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。また、適切な人員配置をしていることを確認するために、名札の着用を義務付けています。

1 技術者の配置

建設業法第 26 条に基づき、工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を配置すること。

- 請負金額が 4 千 5 百万円（建築一式は 9 千万円）以上となる工事については、現場ごとに専任で監理・主任技術者を配置。
- 下請契約の合計額が 5 千万円（建築一式は 8 千万円）以上となる場合は、専任の監理技術者を配置。ただし、設計図書で指定する工事は建設業法第 26 条第 3 項第 2 号により 2 件まで兼務することができる。
- 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関する主任技術者を配置。ただし、一式工事の主任技術者・監理技術者が専門工事に係る主任技術者の資格を有する場合は、同一人が専門技術者を兼ねることができる。
- 「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」に基づき、請負代金が、4 千 5 百万円未満の工事の契約を締結する際に当該要領による要件を全て満たす場合は、現場代理人を 3 件まで兼務することができる。

許可を受けている業種		指定建設業 7 業種 (土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園)		指定建設業以外の 22 業種 (大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業		一般建設業
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額の合計	5,000 万円以上 (※ 1)	5,000 万円未満 (※ 1)	5,000 万円以上 (※ 1) は契約できない	5,000 万円以上	5,000 万円未満 5,000 万円以上は契約できない
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	・ 1 級国家資格者 ・ 国土交通大臣認定者	・ 1 級国家資格者 ・ 2 級国家資格者 ・ 指定学科＋実務経験者 ・ 実務経験者 (10 年以上)	・ 1 級国家資格者 ・ 指導監督的な実務経験者	・ 1 級国家資格者 ・ 2 級国家資格者 ・ 登録基幹技能者 ・ 指定学科＋実務経験者 ・ 実務経験者 (10 年以上)	
	技術者の専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額 4,500 万円以上 (※ 2) の時に必要				
	資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等の時に必要	必要なし	発注者が国、地方公共団体等の時に必要	必要なし	

(※ 1) 建築一式工事の場合は 8,000 万円 (※ 2) 建築一式工事の場合は 9,000 万円以上

(※ 3) 登録基幹技能者の認定に関しては平成 30 年 4 月 1 日から施行

2 施工体制台帳等

建設業法（第24条の8第1項）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条）の規定等に基づき、以下を参考に施工体制台帳等を整備すること。

《施工体制台帳に添付する図書》

図 書 名	作成すべき範囲			備 考
	元請	一次下請	二次下請以降	
(1) 施工体制台帳等チェックリスト	○	○	○	参考様式有
(2) 施工体系図	○	○	○	参考様式有
(3) 施工体制台帳※ ¹	○	○		参考様式有
(4) 作業員名簿	○	○	○	参考様式有
(5) 契約書（注文書、請書）写し		○	○	
(6) 技術者資格証写し（資格及び雇用関係）	○	○		
(7) 暴力団排除条例に基づく誓約書の写し及び労働関係法令遵守の旨等を記載した誓約書	○	○	○	参考様式有
(8) 社会保険等加入対策に関する誓約書又は適用除外誓約書・特別事情申請書	○	○※ ²	○※ ²	参考様式有
(9) 再下請負通知書※ ¹		○	○※ ³	参考様式有

※1 元請が加入した法定外労災保険の証書等は施工体制台帳に綴じ込む。下請が加入した法定外労災保険の証書等は再下請負通知書に綴じ込む。元請が加入した法定外労災保険が下請負人も対象となる場合は、施工体制台帳に綴じ込む。再下請負通知書への綴じ込みは不要。

※2 (8)に記載の誓約書・申請書の作成者は元請（適用除外誓約書・特別事情誓約書は元請が一次下請負以降の状況を確認の上、作成）。

※3 二次下請負以降の下請負人が再下請負を行わない場合は、二次下請負以降の下請負人は作成不要。

《参考様式》(1) 施工体制台帳等チェックリスト

施工体制台帳等チェックリスト(下請負人等(変更)通知書　とりまとめ状況等)										工期:令和　年　月　日　～　令和　年　月　日								
番号	1次下請業者名	2次(以下) 下請業者名	担当工事内容	請負金額(円)	専任の有無	再下請負 通知	建設業許可 有効期限 年月日	有効 確認	注文書	注文 請書	誓約書 暴力団 労働法令 遵守	健康保険 加入	厚生年金 適用除外 申請	加入	雇用保険 適用除外 申請	加入	適用除外 申請	備考
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		

《参考様式》(2) 施工体系図

施工体系图

[illegible]

《参考樣式》(3) 施工体制台帳

施工体制台帳

年 月 日

【会社名・事業者ID】									
【事業所名・環境ID】									
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日					
	工事業	特定一般	第 号	年 月 日					
	工事業	特定一般	第 号	年 月 日					
工事名称及び工事内容									
要注者名及び住所									
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日						
契約業所	区分	名称			住所				
	元請契約								
	下請契約								
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険			
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
		元請契約							
		下請契約							
要注者の監督員名			権限及び意見申出方法						
現場代理人名			権限及び意見申出方法						
監理技術者名 主任技術者名 主任技術者補佐名	専任 非常任			資格内容					
専門技術者名			資格内容						
資格内容 照り書き内			資格内容 照り書き内						
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無		外国人技能実習生の従事状況(有無)		有 無				

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID		代表者名			
住所					
工事名称及び工事内容					
工期		自 年 月 日	至 年 月 日	契約日	年 月 日
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定知事 一般	第 号	年 月 日	
	工事業	大臣 特定知事 一般	第 号	年 月 日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	
				厚生年金保険	雇用保険
現場代理人		安全衛生責任者名			
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名			
主任技術者名		雇用管理責任者名			
資格内容		専門技術者名 資格内容 担当工事内容			
一号特定技能外国人の従事状況(有無)		有 無		外国人技能実習生の従事状況(有無)	

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面のうち、公共工事以外の建設工事にについて締結されたものにも係るものは、請負代金の額に係る部分を除く。

・（社会工事に係る建設工事）主請負業者が資格又は技術者資格を有する者であること並びに当該主請負業者とは異なる技術者（主請負業者が資格又は技術者資格を有する者であることと異なる者）を専ら又は主たる専ら、専門技術者を併用し、その者が主技術者資格を有することと記載する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特定した者であることと原簿又はその者の資格又は技術者資格を有することと記載する書面を添付する。

《参考樣式》(4) 作業員名簿

作 業 員 名 簿
(年 月 日作成)

事業所の名称 ・現場ID	本書面に記載した内容は、作業員名 簿として安全衛生管理や労働災害発生 時の急急連絡・対応のために元請負責 任に提示することによって、記載者本 人は同意しています。	元請 確認欄	発行日	年	月	日
所長名		一次会社名 ・事業者ID	(次) 会社名 ・事業者ID			

番号	ふりがな	職種	年	生年月日	健康保険		健康保険年金共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名			年齢	年金保険	雇用保険	中小企業退職金共済制度	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	受入教育実施年月日
技能者ID											
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日
				年 月 日							年 月 日
				歳							年 月 日

(注) 1. 捺印欄には次の記号を入れる。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

- ①…現場代理人 ②…作業主任者（注）2 ③…女性作業員 ④…18歳未満の作業員
⑤…主任技術者 ⑥…職 長 ⑦…安全衛生責任者 ⑧…能力向上教育 ⑨…危険有害業務、再発防止教育
⑩…外国人技能実習生 ⑪…1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。
各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例: 雇入時教育、職長教育、建設用リフト)

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技術者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

《参考様式》(7) 暴力団排除条例及び労働関係法令遵守の旨等を記載した誓約書

(建設工事 下請負人用)

誓 約 書

下記1の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）を締結するに当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利用することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 元請工事契約

(1) 契約名
☐ 〇〇工事請負契約

(2) 発注者
 兵庫県知事 齋藤 元彦

(3) 元請負人
 ア 住所（所在地）
 イ 氏名（名称・代表者名）

2 誓約事項

(1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
 イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員
 ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(2) この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者としないうこと。

(3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡しないこと。

(4) 受注者が前3号のほか本工事契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

下請工事契約の発注者 様

（受注者）
 住 所
 （所在地）
 氏 名
 法人名
 代表者（職氏名）
 電 話 （ ）
 電子メール

(建設工事 下請負入用)

契 約 書

下記1の元請契約の履行に伴い、下請契約(以下「本契約」という。))に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 元請契約名

(1) 契約名

○工事請負契約

元請発注者

兵庫県知事 書 藤 元 彦

元 請 人

ア 住居 (所在地)

イ 氏名 (名称・代表者名)

2 誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関与している労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び(別表)に規定する労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関与している労働者に対する賃金の支払について誤に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ロ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部の他者に行わせようとする場合及び派遣労働者を開かせようとする場合には、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えたときは、この誓約書と同じ内容を下請契約書に提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(4) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときは、発注者が行う本契約の解除、その他発注者を行う一切の責務を負うこと又は謝罪をしないこと。

ア 上記(2)の報告をせず、又是正の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反し、かつ、検察官に送致されたと。

令和 年 月 日

下請工事的契約の発注者 様

(受託者)

住 所

(所在地)

氏 名

法人名

代表者(氏名)

電 話 () -

電子メール

別表(誓約事項(1)関係)
労働関係法令 (1) 労働基準法(昭和22年法律第48号) (2) 労働関係法(昭和24年法律第174号) (3) 労働賃金法(昭和34年法律第137号) (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号) (6) 労働災害調査事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号) (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号) (8) 労働契約法(平成19年法律第128号) (9) 健康保険法(大正11年法律第70号) (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号) (12) 労働者の賃金引当の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

《参考様式》(8) 社会保険等加入対策に関する誓約書・適用除外誓約書・特別事情申請書

社会保険等加入対策に関する誓約書

下記 1 の建設工事請負契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、社会保険関係法令の遵守を徹底するため、下記 2 のとおり誓約する。

記

1 工事名

2 誓約事項

(1) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）を下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下同じ。）としないこと。

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 前号の誓約事項に違反したとき（当該保険未加入業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者に認められたときを除く。）に発注者が行う本工事契約の解除、違約金の請求、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

(発注者)
契約担当者
兵庫県知事 様

(受注者)
住 所
商号又は名称
代 表 者

様式 A (適用除外誓約書)
年 月 日

(発注者)
契約担当者
兵庫県知事 様

(受注者)
住 所
商号又は名称
代 表 者

適用除外誓約書

下記の理由により、今般当社が受注した〇〇工事において、下請負人である〇〇工業には、〇〇法第〇〇条に規定する届出の義務はありません。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、発注者が行う一切の措置について異議を一切申立てません。
以上のことについて誓約します。

記

(健康保険)
☐ 常用労働者 5 人未満の個人事業所であるため。
☐ 年金事務所において健保適用除外の承認を受けた法人事業所または常用労働者 5 人以上の個人事業所であるため（建設国保 等）
☐ その他の理由

※「その他の理由」を選択した場合の記載例
令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課〇〇氏）に問い合わせを行い、判断しました。

(厚生年金保険)
☐ 常用労働者 5 人未満の個人事業所であるため。
☐ その他の理由

※「その他の理由」を選択した場合の記載例
令和〇年〇月〇日、関係機関（〇〇年金事務所〇〇課〇〇氏）に問い合わせを行い、判断しました。

(雇用保険)
☐ 役員のみ法人であるため。
☐ その他の理由

※「その他の理由」を選択した場合の記載例
平成〇年〇月〇日、関係機関（ハローワーク〇〇 △△課〇〇氏）に問い合わせを行い、判断しました。

(注) 下線部は、次から該当するものを記載すること。
「健康保険法第 48 条」「厚生年金保険法第 27 条」「雇用保険法第 7 条」

様式 B (〔一次〕 特別事情申請書)
年 月 日

(発注者)
契約担当者
兵庫県知事 様

(受注者)
住 所
商号又は名称
代 表 者

特別事情申請書

令和 年 月 日付けで契約を締結した「〇〇工事」について、〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行していない「（建設業者名）」を下請負人とする必要があるため、建設工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項第 1 号①に定める特別の事情を有することの認定を申請します。

記

(社会保険等未加入建設業者を下請負人とした特別の事情)
〇〇のため

(注) 下線部は、次から該当するものを記載すること。
「健康保険法第 48 条」「厚生年金保険法第 27 条」「雇用保険法第 7 条」

様式 B (〔二次以下〕 特別事情申請書)
年 月 日

(発注者)
契約担当者
兵庫県知事 様

(受注者)
住 所
商号又は名称
代 表 者

特別事情申請書

令和 年 月 日付けで契約を締結した「〇〇工事」について、〇〇法第〇〇条の規定による届出の義務を履行していない「（建設業者名）」を下請負人とする必要があるため、建設工事請負契約書第 7 条の 2 第 2 項第 2 号①に定める特別の事情を有することの認定を申請します。

記

(社会保険等未加入建設業者を下請負人とした特別の事情)
〇〇のため

(社会保険等未加入建設業者に対する加入指導及び指導への対応の状況)
〇年〇月〇日、文書による通知を実施
→〇年〇月〇日までは加入見込みと回答あり
〇年〇月〇日、再度、文書による通知を実施
→△△の都合で遅れているが、〇年〇月〇日までは加入見込みと回答あり

(注) 下線部は、次から該当するものを記載すること。
「健康保険法第 48 条」「厚生年金保険法第 27 条」「雇用保険法第 7 条」

《参考様式》(9) 再下請負通知書

年 月 日

再下請負通知書（作成例）

直 近 上 位
注 文 者 名

【報告下請負業者】

住 所

元請名称・
事業者ID

会社名・
事業者ID

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称
及
工 事 内 容

自 年 月 日 至 年 月 日

注 文 者 と の
契 約 日

年 月 日

建 設 業 の
許 可

施工に必要な許可業種

許 可 番 号

許可（更新）年月日

工事業
大臣 特定
知事 一般
第 号

年 月 日

工事業
大臣 特定
知事 一般
第 号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

保険加入
の有無

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

事業所
整理記号等

営業所の名称

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

監 督 員 名

権限及び
意見申出方法

現 場 代 理 人 名

権限及び
意見申出方法

主 任 技 術 者 名

専 任
非専任

資 格 内 容

安全衛生責任者名

安全衛生推進者名

雇用管理責任者名

専 門 技 術 者 名

資 格 内 容

担当工事内容

一号特定技能外国人の
従事の状況（有無）

有 無

外国人技能実習生の
従事の状況（有無）

有 無

《再下請負関係》

西下請負業者及び西下請負契約関係について次のとおり欄をいたします。

会 社 名
・事業者ID

代 表 者 名

住 所
電 話 番 号

工 事 名 称
及
工 事 内 容

工 期

自 年 月 日 至 年 月 日

契 約 日

年 月 日

建 設 業 の
許 可

施工に必要な許可業種

許 可 番 号

許可（更新）年月日

工事業
大臣 特定
知事 一般
第 号

年 月 日

工事業
大臣 特定
知事 一般
第 号

年 月 日

健康保険等
の加入状況

保険加入
の有無

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

加入 未加入
適用除外

事業所
整理記号等

営業所の名称

健康保険

厚生年金保険

雇用保険

現場代理人名

権限及び
意見申出方法

主任技術者名

専 任
非専任

資格内容

安全衛生責任者名

安全衛生推進者名

雇用管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

一号特定技能外国人の
従事の状況（有無）

有 無

外国人技能実習生の
従事の状況（有無）

有 無

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）
・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

3 工事現場に掲げる標識等

以下の標識等を工事現場に掲げること。

(1) 法令の規定によるもの

- ① 建設業の許可票（建設業法第 40 条）
- ② 労災保険関係成立票（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第 77 条）
- ③ 施工体系図（建設業法第 24 条の 8、公共工事適正化法第 15 条）
- ④ 下請負人に対する再下請負通知する旨の掲示（建設業法施行規則第 14 条の 3）
- ⑤ 確認の表示板（建築基準法第 89 条）
- ⑥ 事前調査結果の掲示（大気汚染防止法第 18 条の 15）
- ⑦ 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（石綿障害予防規則第 3 条第 6 項、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4 第 2 号）
- ⑧ 再生資源利用（促進）計画書（資源有効利用促進法（再生資源省令第 9 条第 4 項及び指定副産物省令第 8 条第 8 項）
- ⑨ その他法令の規定によるもの

(2) 県等が指定するもの

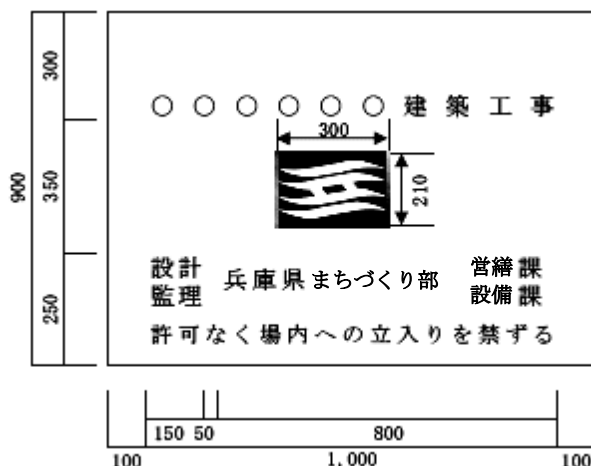
① 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識

建退共制度に加入した事業主は、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図るため、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に下記の標識（シール）を掲示



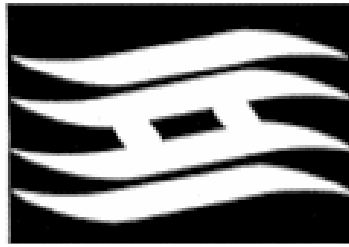
② 工事表示板

受注者は下図の工事表示板を、監督員の指示する位置に、工事期間中設置



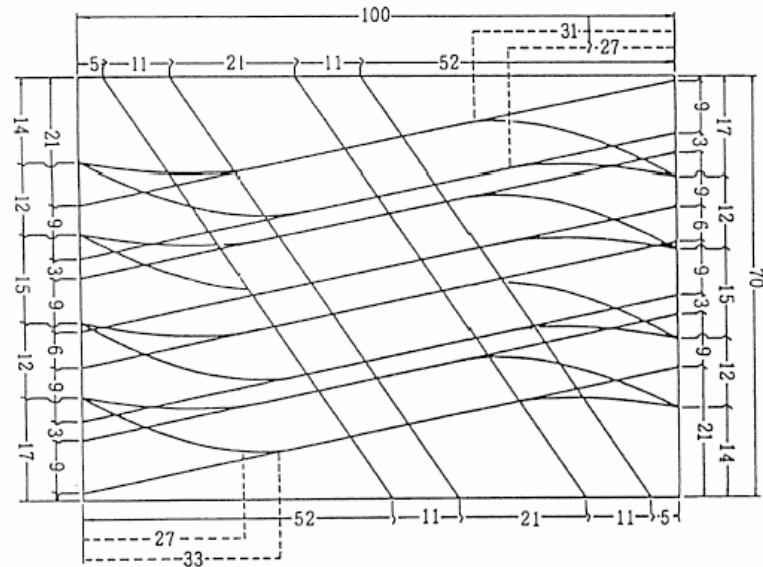
- ・構造：木造下地亜鉛鉄板張り
- ・寸法：左図による
- ・色彩：県旗（下図による）
- ・地：濃緑色
- ・マンセル値（参考）10BG3/5
- ・文字：白入り
- ・字体：宋朝体

《県旗の色・サイズ》



- ・横 300×縦 210
- ・旗の色：セルリアンブルー
- ・マンセル値（参考）10B6／7
- ・旗章（兵の図案化した部分）：白
- ・図案の長さの割合（下図による）

《県旗の寸法比率》



③ 花と緑あふれる美しい県土づくりシンボルマーク



縦45cm×横 95cm以上

《配色》



マスコット展開図使用色

①	②	③	④	⑤
C/100 M/60 DIC 641	C/90 M/20 DIC 181	C/90 Y/100 DIC 638	M/10 Y/100 DIC 166	M/40 Y/100 DIC 163
⑥				
M/100 Y/90 DIC 157	K/100 DIC 582			

注) 花卉や下地は、白色とする。

4 工事現場における名札の着用

以下の技術者等は、顔写真、氏名、工事名、工期、所属会社名等を記載した名札を着用すること。

- ①監理技術者又は主任技術者
- ②専門技術者を選任した場合における専門技術者（専任に限る）
- ③下請負業者の主任技術者

《名札の例》

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○○工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社名 ◇◇建設株式会社

名刺サイズ以上

5 施工体制の確認

施工体制について確認すべき項目と根拠法令等をまとめています。また、担当職員が「施工プロセスチェックリスト」を使用してチェックを行い、工事成績評定にも反映しているので、参考にしてください。

確認項目		確認内容	根拠法令等
I 施 工 体 制 一 般	工事実績データ	工事実績データの作成、登録	仕様書 1-1-4
	施工計画書	施工計画書	仕様書 1-2-2
	建設業許可	一般建設業許可の下請契約の締結の制限	業法第 3 条第 1 項第 2 号 業法第 16 条第 1 項 業法施行令第 2 条
		建設業許可を受けたことを示す標識の掲示	業法第 40 条
	下請負者の状況	公共工事における一括下請けの禁止	適正化法第 14 条
		営業停止期間中及び指名停止期間中の下請契約の禁止	業法第 28 条第 1 項第 8 号 兵庫県指名停止基準第 7 条
		下請負者の建設業許可	業法第 3 条第 1 項第 1 号
		請負代金内訳書への法定福利費の明示	契約書第 3 条第 1 ～ 2 項 入札のしおり第 8
	施工体制台帳 施工体系図	施工体制台帳の作成・備置き	業法第 24 条の 8 第 1 項 適正化法第 15 条第 1 項
		下請人に対する通知	業法規則第 14 条の 3
		再下請の通知	業法第 24 条の 8 第 2 項 適正化法第 15 条第 1 項
		発注者への提出	適正化法第 15 条第 2 項
		発注者の点検	適正化法第 15 条第 3 項
		施工体系図の作成・掲示	業法第 24 条の 8 第 4 項 適正化法第 15 条第 1 項
	建設業退職金共済制度	掛金収納書の提出	入札のしおり第 24
		建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識掲示	適正化指針第二 4 (4) ハ
		建設業退職金共済証紙の配布	入札のしおり第 24
	労災保険	労災保険関係成立票の掲示	適正化指針第二 4 (4) ハ
II 配 置 技 術 者	現場代理人	現場代理人の現場常駐	契約書第 10 条第 2 項
	元請負業者の監理技術者 主任技術者 追加配置技術者	制限付き以上における入札参加資格確認資料に記載された配置予定技術者	入札公告等
		監理技術者の設置	業法第 26 条第 2 項
		監理技術者の資格要件	業法第 15 条第 2 号
		主任技術者の設置	業法第 26 条第 1 項
		主任技術者の資格要件	業法第 7 条第 2 号
		低入札価格調査対象工事における追加配置技術者の設置	入札公告等
		低入札価格調査対象工事における追加配置技術者の資格要件	入札公告等
		資格者証の常時携帯	業法第 26 条第 5 項
		専任性の確認	業法第 26 条第 3 項～第 5 項 入札公告等
	専門技術者	附帯工事の施工における専門技術者の選任	業法第 26 条の 2
	下請負業者の主任技術者	主任技術者の設置	業法第 26 条第 1 項
		主任技術者の専任性の確認	業法第 26 条第 3 号
	作業主任者	作業主任者の選任	安衛法第 14 条

《参考 施工プロセスチェックリスト》

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)

1. 工事名		工事		〇〇〇〇〇〇(部署名を記入)									
2. 工 期		年 月 日～ 年 月 日		〇〇 〇〇(担当者名を記入)									
3. 受注者名													
①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。													
②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。)													
審査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)										備考
			着手前	施 工 中								完成時	
1 施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に適合する管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○建設業退職金共済制度	・拠出納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・建設業退職金共済証書の配布を受け払い済み等により適切に管理している。 (施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工中1回程度)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。 (契約後)	☐										
	○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に提示している。 (施工中1回程度)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○建設業許可標識	・建設法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。(全ての下請業者を含む。) (施工前1回程度)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○施工体制台帳、施工体系図または作業分組に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分組に関する資料でよい。) (施工時の当初、変更時)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。 (施工時の当初、変更時)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (施工時の当初、変更時)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。 (施工時 1回/月程度)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事があまる全ての工事に適用する。) (施工時の当初、変更時)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)(仮称)

審査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	着手前	チェック欄 (指示事項等)								完成時	備考
			施 工 中										
1 施工体制	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(税日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 (契約後、変更後、完成時)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○現場代理人	・現場に常駐している。 (施工中 1回/月程度)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 (施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○監理技術者(主任技術者)の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 (着手前)	☐										
		・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 (着手前)	☐										
		・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上) (施工中 1回/月程度)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 (施工中、打合せ時)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 (施工計画時、施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○下請負者の把握	・国土交通省の指名停止期間中でない。 (施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
2 施工状況	○設計図書の開示 等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の開示を行っている。 (着手前、施工中適宜)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・現場との相違事項がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を受けた。 (着手前、施工中適宜)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 (着手前、変更時)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	

「施工プロセス」チェックリスト(公共建築工事)(仮称)

審査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	着手前	チェック欄 (指示事項等)								完成時	備考
			施 工 中										
1 施工管理	○工程管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	・建築材料、機材の管理			☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
2 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社ハローワーク(施工中1回/月程度) ③安全教育、研修等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)											
3 安全管理	○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。)		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		①過積載防止対策(施工中適宜) ②増積・増高等点検整備等(施工前1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)											
	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。)	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
		①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)											

6 建設業退職金共済制度利用状況の履行確認 -----

建設業退職金共済制度については、「兵庫県入札のしおり」第 24 に基づいて適切に履行する必要があるため、下記様式を参考に適用状況を整理し、履行確認を行うこと。

建設業退職金共済制度等の適用状況一覧

	1 次下請業者名	2 次下請業者名	3 次(以下)下請業者名	① 建退共加入	配布枚数	② 建退共辞退	Ⅰ 建退共辞退理由(該当するものに○を記入)			Ⅱ 理由なし 加入指導の有無
							自社退職金制度	中小企業退職金共済制度	その他の退職金制度 (具体の名称を記入)	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

建築工事における建設副産物処理マニュアル

令和 6 年 4 月
(令和 7 年 3 月一部改正)

兵庫県まちづくり部

目次

1	建設副産物	3/22
2	契約に当たって	4/22
3	建築物の解体工事等の一般的フロー	4/22
4	事前調査	5/22
5	調査結果の説明・公表	6/22
6	作業計画等	7/22
7	行政庁への届出・標識の掲示	8/22
8	施工中の措置	10/22
9	完了報告等	11/22
	《参考様式》	12/22

参考様式一覧

マニュアル項目・法令等		様式等		頁
2	建り法	解体工事に要する費用等に関する書面 (法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面)	参様 1	12/22
4	大防法、石綿則	事前調査ワークシート	参様 2	12/22
5	建り法	説明書及び告知書	参様 3	13/22
	大防法	説明書（発注者用）、（下請負人用）	参様 4	14/22
6	建設リサイクル法	再生資源利用【促進】計画書（実施書）	参様 5	15/22
7	建り法	通知書	参様 6	16/22
	環境条例※ 1	特定工作物解体等工事実施届	参様 7	16/22
	大防法	特定粉じん排出等作業届出書	参様 8	17/22
	安衛法	建設工事計画届	参様 9	17/22
	石綿則	建築物解体等作業届	参様 10	18/22
	資源有効利用促進法	再生資源利用【促進】計画書－現場掲示用－ 確認結果票	参様 5	15/22
8	大防法、石綿則	解体等作業に関するお知らせの掲示	参様 11	18/22
	（資料）	マニフェストについて	参様 12	19/22
9	建り法	再資源化等報告書	参様 13	19/22
	建設リサイクル法	リサイクル阻害要因説明書	参様 14	20/22
	大防法	特定粉じん排出等作業完了報告書	参様 15	20/22
	産廃条例※ 2	建設資材廃棄物引渡完了報告書	参様 16	21/22
	—	産業廃棄物処分フロー	参様 17	21/22
	—	産業廃棄物集計表	参様 18	22/22

※ 1 環境の保全と創造に関する条例をいう

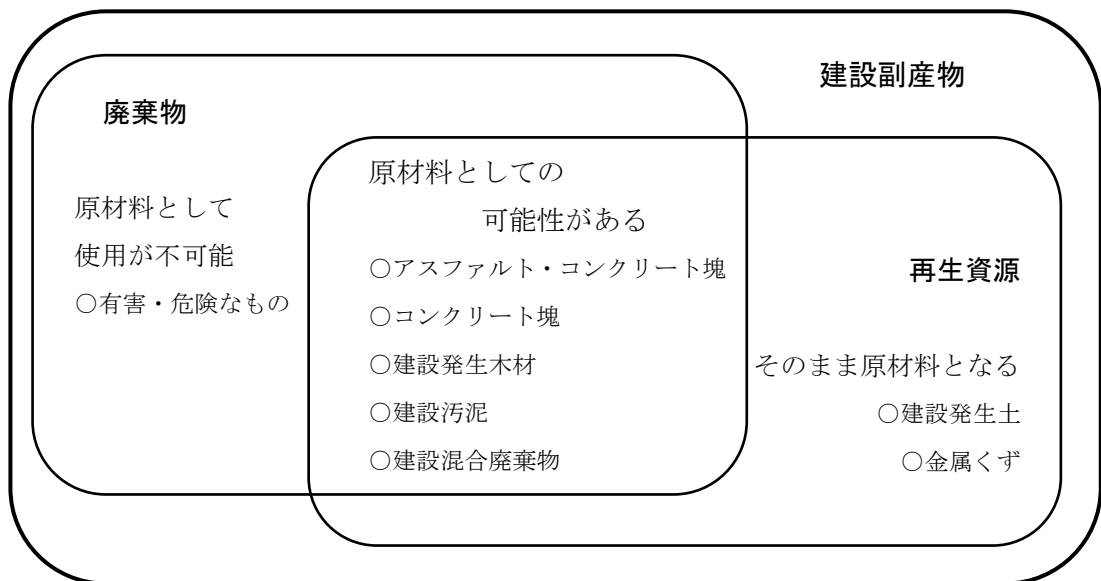
※ 2 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例をいう

建築工事における建設副産物処理マニュアル

このマニュアルは、まちづくり部が発注する建築工事において発生する建設副産物の処理の概要をまとめたものである。工事に当たっては、当マニュアルを参考としつつ、各法令に従い適切に建設副産物の処理や各種届出を行うこと。

1 建設副産物

「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品をいう。



建設副産物	建設発生土		
	有価物		
	廃棄物	一般廃棄物	道路管理での除草・剪定作業等で発生する刈草・枝葉等
		産業廃棄物	がれき類（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、レンガ）
			汚泥
			木くず
			廃プラスチック類
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、タイル衛生陶磁器くず
			金属くず
			紙くず
			繊維くず
			廃油
			ゴムくず
		特別管理産業廃棄物	廃油
			廃 PC 等及び PCB 汚染物
			廃石綿等

2 契約に当たって

建設工事では、再資源化を行い、廃棄物を減少させることが大原則である。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建リ法」という。）では、一定規模以上の建設工事においては、契約時に分別解体の方法、再資源化等を行うための施設の名称・所在地及び解体・再資源化等に要する費用について書面に記載することとしている。

県においては、契約時に営繕課・設備課と事前協議後の参考様式 1（以下参考様式については「参様 1」と表す。）を総務課に提出することとなっている。公営住宅関係については、公営住宅整備課に提出することとなっている。

【建リ法の対象となる工事】

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上のもの

特定建設資材：コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材

規模基準：解体工事※で床面積 80 m²以上

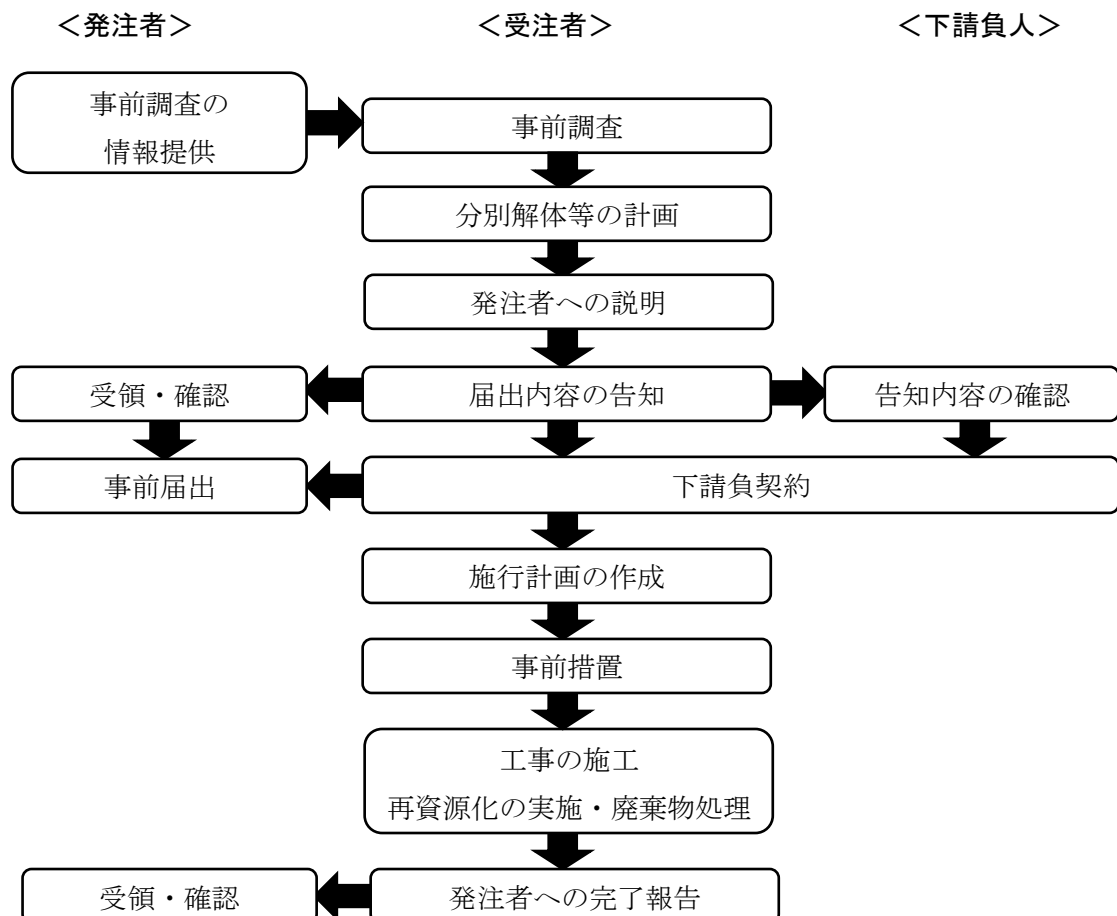
建築物の新築又は増築の工事で床面積 500 m²以上

建築物の修繕・模様替え等の工事で請負代金が 1 億円以上

建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が 500 万円以上

※建築物のうち、建築基準法施行令第 1 条第 3 号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事

3 建築物の解体工事等の一般的フロー



4 事前調査

建築物・工作物の解体・改修（封じ込め又は囲い込みを含む）・修繕・模様替工事（以下「解体工事等」という。）を行う場合、受注者は、建り法、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）及び大気汚染防止法（以下「大防法」という。）等により事前調査や事前措置等を行うことが義務付けされている。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB法」という。）や特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン法」という。）や廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）により、有害物質の処理等の取り扱いが定められており、これらの有害物質の有無を含めて事前調査が必要である。

(1) 建り法による調査

対象工事：「2 契約に当たって」参照

調査内容：① 対象建築物等の周辺の状況

- ② 分別解体等をするために必要な作業を行う場所
- ③ 廃棄物その他のものの搬出経路
- ④ 残存物品の有無
- ⑤ 吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの
- ⑥ その他分別解体の適正な実施を確保するため支障になるもの（有害物質等）の有無

(2) 大防法、石綿則による調査

対象工事：以下を除く、建築物・工作物の解体工事等を行う場合（規模要件は無し）

【現地調査を要しない解体工事等】

平成 18 年 9 月 1 日以降に新築、改造、補修工事を着手されたことが設計図書等で確認された建築物等又はその部分について解体・改修等を行う場合で、当該部分以外の工事を含まないもの

事前調査内容：① 石綿含有建材の使用の有無と使用箇所

- ② 届け出要件の確認 「7 行政庁への届出・標識の掲示」参照

参考 URL：兵庫県 アスベスト対策（環境部局）について

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321

参考様式：事前調査ワークシート（参様 2）

そ の 他：① 受注者は事前調査記録を解体工事等終了日から 3 年間保管

- ② 受注者は事前調査記録の写しを解体工事等の現場に備え置く
- ③ 受注者は、事前調査結果の概要（材料ごとの石綿使用の有無、判断根拠）を記録し、40 年間保管
- ④ あらかじめ発注者が行った調査結果は、受注者に情報提供する

5 調査結果の説明・報告・公表

(1) 大防法、石綿則

事前調査結果について、受注者は発注者に書面で説明を行うことが義務付けられている（参様 4）。また、下請契約を結ぶ場合は、下請負業者に対して書面で説明を行う。さらに、大防法、石綿則では工事場所において公衆に見やすいように掲示する必要がある。

対象工事：4 (2) 大防法、石綿則による調査と同じ

次の規模以上の工事については、石綿の使用の有無に関わらず、事前調査結果を受注者が知事等に報告しなければならない。

- 建築物の解体：対象床面積の合計が 80 m²以上
- 建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が 100 万円以上

事前調査は、以下の調査者等を実施させる必要がある。

- ＜建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の内部を除く。）の事前調査の調査者等＞
 - ①建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者
- ＜一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等＞
 - ①の者
 - ②建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく講習を修了した一戸建て等石綿含有建材調査者

説明先・説明資料：

根拠	説明先	説明資料等	参考様式
建り法 12 条	発注者	説明書＋説明資料＋別紙＋工程表	参様 3
	下請業者	告知書＋説明資料＋別紙＋工程表	参様 3
大防法 18 条の 15	発注者	説明書＋（分析結果＋届出の写し）	参様 4
大防法 13 条の 16 第 3 項	下請業者	説明書＋（分析結果＋届出の写し）	参様 4
大防法 18 条の 15	掲示	掲示板 ※ 1 ※ 2	

※ 1 調査の結果、石綿がなく、みなし処理も行わない場合は大防法施行規則 16 条の 9 及び 16 条の 10 による標識を掲示する（参様 11）

※ 2 調査の結果、石綿（レベル 1～3）が見つかった場合、P タイルやケイカル板を分析せずに石綿含有建材としてみなし処理する場合は、大防法施行規則 16 条の 9 及び 16 条の 10 による標識「7 (4)」（参様 11）を掲示する

【石綿含有建材の通称】

レベル 1：吹き付け石綿

レベル 2：耐火被覆板（ケイカル板 2 種）・断熱材（煙突・屋根折板）・保温材

レベル 3：スレート・石綿含有岩綿吸音板・P タイル・ケイカル板 1 種・サイディング・石綿セメント板等

参考 URL：兵庫県 アスベスト対策（環境部局）について

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321

(2) PCB製品等について

PCB製品等は、PCBの飛散、流出等がないよう適切な容器に納め、調書とともに建物管理者に引き継ぐ。

なお、PCBが含有している可能性があるシーリング材は、昭和 47 年以前に製造されたポリサルファイド系シーリングのみである。

6 作業計画等

事前調査を踏まえ、受注者は作業計画書を作成し発注者へ提出する。主なものを下記に示す。

(1) 廃掃法・建り法・兵庫県建設リサイクルガイドライン（以下「ガイドライン」という。）関連
対象工事：全ての工事

提出物：① COBRIS により入力・出力した以下の書面（参様 5）

- 再生資源利用計画書
- 再生資源利用促進計画書

② 上記にあわせて、以下の事項を記載した書面

- 作業場所、搬出経路、残存物件の有無、石綿等付着物の有無
- 工程ごとの作業内容と工程の順序
- 廃棄物発生見込量
- 最終処分までの運搬及び処分計画（参様 18）
- 契約書・許可証等の写し

その他：COBRIS は（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）「建設副産物情報センター」により作成されたシステムであり、下記HPよりシステム利用申請の上使用する。

<https://www.recycle.jacic.or.jp/index.html>

(2) 石綿を含有する建築物の解体等

対象工事：解体工事等において石綿含有建材を撤去する場合。（P タイルやケイカル板を分析せずにレベル 3 相当としてみなし処理する場合も含む。）

提出物：以下の事項を記載した書面

- ① 安全管理体制
- ② 作業の方法及び順序
- ③ 粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ④ 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法
- ⑤ 石綿濃度の測定
- ⑥ 隔離、立入禁止措置
- ⑦ 解体廃棄物等の処理方法
- ⑧ 周辺環境対策

7 行政庁への届出・標識の掲示

解体等の工事においては、行政庁に対して、建り法による通知や環境条例による届出を行う必要がある。さらに石綿等の有害物質が含有している場合には、作業計画等を踏まえ、それぞれの届出を行う。

(1) 建り法 11 条による通知

対象工事：「2 契約に当たって」参照

通 知 者：発注者

※受注者は通知に必要な書類を作成し、工事着手の 1 週間以上前に発注者へ提出してください。

通 知 先：知事（建築主事を置く市にあつては当該市の長）

通知時期：工事に着手するまで

提出書類：通知書（参様 6）＋付近見取り図＋ 6 (1) の計画書（参様 5）

※特定建設資材へ付着した石綿等がある場合には除去等の措置についても記載

参考 URL：兵庫県 建設リサイクル法

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd30_000000077.html

(2) 環境条例 57 条による届出

対象工事：① 解体する部分の床面積の合計が 1,000 ㎡以上の建築物の解体

② レベル 3（みなし処理も含む）を使用した 80 ㎡以上の建築物の解体

③ レベル 1、2 を使用した建築物等の解体又は改修工事を行う場合のうち、大
防法 18 条の 17 の規定による特定粉じん排出等作業実施届を提出しない場合

届 出 者：受注者

届 出 先：知事又は市町

届出時期：工事着手の 7 日前まで

提出書類：特定工作物解体等工事实施届＋別紙（参様 7）

付近見取り図、配置図、工事工程表

参考 URL：兵庫県 アスベスト対策（環境部局）について

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321

(3) 石綿含有建材の解体工事等を行う場合の法に基づく届出

図書名 ※ 1 (根拠)	石綿の種別(レベル)			届出者	届出先	届出時期	参考様式
	1	2	3				
ア) 特定粉じん排出等作業実施届出書 (大防法 18 条の 17)	○	○	—	発注者	知事 ※ 2	14 日前まで	参様 8
イ) 建設工事計画届 (安衛法 88 条 3 項)	○	—	—	受注者	労働基準監督署長	14 日前まで	参様 9
ウ) 建築物解体等作業届 (石綿則 5 条)	○	○	—	受注者	労働基準監督署長	作業前	参様 10

※ 1 それぞれの届出には、様式の他に必要な資料が定められている。

※ 2 神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 明石市 加古川市 は市長

【特定粉じん排出等作業実施届出書に必要な資料】

①現場案内図及び仕事を行う場所の周囲の状況及び近隣との関係を示す図面

②特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

※ 受注者は届出に必要な書類を作成し、発注者へ提出してください。

参考 URL：兵庫県 アスベスト対策（環境部局）について

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321

環境省 大気環境中へのアスベスト飛散防止対策

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

大阪労働局 石綿等の除去に係る計画の届出、作業の届出にあたって

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/roudo_eisei.html

(4) 環境条例 58 条（特定工作物解体等工事に伴う粉じんの大気中への排出又は飛散を防止するための基準）による標識の掲示

対象工事：4 (2) 大防法、石綿則による調査の対象工事

掲 示 者：受注者

掲示方法：工事現場の公衆の見やすい場所に標識を掲示

掲示時期：工事期間中

標 識：① レベル 1、2 の石綿含有建材の解体工事等を行う場合は、下地が黄色の標識（参
様 11）

② レベル 3（みなし処理も含む）の石綿含有建材の解体工事等を行う場合は、下
地が白色の標識（参様 11）

参考 URL：兵庫県 アスベスト対策（環境部局）について

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321

(5) 資源有効利用促進法による再生資源利用（促進）計画書※の掲示

対象工事：全ての工事

掲 示 者：受注者

掲示方法：工事現場の公衆の見やすい場所に計画書※を掲示

掲示時期：工事期間中

様 式：COBRIS により入力・出力した再生資源利用（促進）計画書ー現場掲示用ー（参様 5）

※建設発生土を搬出する工事は、確認結果票（参様 5）を計画の一部として掲示

参考 URL：国土交通省 建設発生土の搬出先計画制度

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html

(6) その他

必要に応じて特定作業実施届出書の提出（騒音規制法・振動規制法）等が必要となる場合があります。

8 施工中の措置

作業計画に基づき、必要な措置及び適正な処理を行う。

(1) 建設リサイクル法に基づく必要な措置

- ①作業場所および搬出経路の確保
- ②残存物品の搬出の確認
- ③付着物の除去
- ④その他の特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置

(2) 副産物処理に係るマニフェストによる管理

産業廃棄物の処理を他人に委託する全ての事業者は、マニフェストを交付し、産業廃棄物の収集・運搬・処分の流れを自分で把握し、不法投棄の防止など適正な処理を確保する

(参様 12) 参照。多量の場合は電子マニフェスト使用義務があるため注意する。

参考 URL：環境省ホームページ

https://www.env.go.jp/guide/pamph_list/pdf/H31103_WEB_denmani.pdf

(3) 石綿を含有する建築物の解体等における必要な措置について

- ①解体作業従事者への特別教育の実施
- ②石綿作業主任者の選任
- ③全レベルにおいて作業計画の作成
- ④健康診断の実施・記録の保管、事前調査結果記録の保管及び作業計画に基づく作業写真の記録の保存（40 年）、作業計画による作業の記録の保存（3 年）
- ⑤電動ファン付き呼吸用保護具（隔離養生内部）、送気マスク又は取り替え式防じんマスク（隔離養生外部）
- ⑥フード付き保護衣の着用（隔離養生内部）、作業着の着用（隔離養生外部）
- ⑦「事前調査の結果」、「解体等作業に関するお知らせ」の掲示
- ⑧立入禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性の掲示
- ⑨休憩室の設置、洗顔・洗身・うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置
- ⑩レベル 1 及び 2 においては、隔離養生、前室の設置、HEPA フィルタ付負圧除じん機、漏洩の点検とその記録・記録保管、前室が負圧に保たれているかの点検
- ⑪レベル 3 のうち切断等を行う場合は、除去を行う部分の周辺を事前に隔離養生する
- ⑫レベル 3 のうち外壁仕上塗材（下地調整塗材含む）を電動工具を用いて除去する場合、作業区画を隔離養生する
- ⑬全レベル作業において石綿含有建材の湿潤化（常時散水しながら作業又は薬液等を用いる）
- ⑭作業場の清掃、特に隔離養生撤去前に注意
- ⑮隔離解除前の目視確認（石綿作業主任者又は厚生労働大臣が定める者が実施する）
- ⑯除去作業完了後、書面で発注者に報告する

(4) 資源有効利用促進法に基づく受領書の交付・確認

受注者は、建設発生土の搬出先に受領書の交付を求め、内容を確認する。受領書又は写しを5年間保存する。なお、搬入した場合は搬入元に受領書を交付する。令和6年6月1日以降の契約分から、元請業者には建設発生土の搬出先（国が定める登録ストックヤード等への搬出を除く）の確認が最終搬出先まで義務づけられている。

9 完了報告等

受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化や解体工事等の完了時に以下の報告を行う。

(1) 廃掃法・建リ法・ガイドラインによる報告

対象工事：全ての工事

報告先：発注者

提出書類：①再資源化等報告書（参様 13）

②再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書（参様 5）

③COBRISデータ（上記提出用データファイル）

④リサイクル率が当初計画と比較して10%以上下がった場合は リサイクル阻害要因説明書（参様 14）

報告内容：上記提出書類に加えて、廃棄物が適正に処理されたことを示す①マニフェストの写し、②収集運搬・処分に係る契約書・許可証の写し、③搬出ルートや処分場の写真、④産業廃棄物処分フロー（参様 17）、⑤産業廃棄物集計表（参様 18）等を書面により報告

(2) 石綿を含有する建築物の解体等における完了の報告

対象工事：特定建築材料（レベル1、2）が使用されている建築物・工作物の解体工事等

提出先：知事（神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 明石市 加古川市 は市長）

提出書類：特定粉じん排出等作業完了報告書（参様 15）

提出時期：作業終了後7日以内

参考 URL：兵庫県 アスベスト対策（環境部局）について

https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/taiki/leg_179/leg_321

(3) 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例第16条の3による報告

対象工事：解体工事のうち、以下に該当するもの

①延べ面積が80㎡以上の建築物

②建築物以外の工作物で、請負金額が500万円以上

提出先：知事（神戸・尼崎・姫路・西宮市の区域では市長）

提出書類：建設資材廃棄物引渡完了報告書（参様 16）

提出時期：建設資材廃棄物の処分業者への引渡しが完了したときから15日以内

参考 URL：兵庫県 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw25/hw25_000000013.html

《参様 1》解体工事に要する費用等に関する書面（建設リサイクル法第 13 条及び省令第 7 条に関する書面）

[illegible]

《参様2》事前調査ワークシート

	階数	一次スクリーニング（書面調査）		部室名	二次スクリーニング（現場調査）			（No.）	
部位	材料名、製品名等	備考	結果	現状	予定ﾎﾟｼﾞﾃｨﾝｸﾞ	備考	実地ﾎﾟｼﾞﾃｨﾝｸﾞ	結果	
外壁		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
屋根		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
床		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
巾木		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
腰壁		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
壁		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
天井		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	
		改修:	☐ あり ☐ なし	☐ 同左	☐ AS		☐ AS (No.)	☐ ﾍﾞ' #1 ☐ ﾍﾞ' #2	
			☐ 不明		☐ VS		☐ VS (No.)	☐ ﾍﾞ' #3 ☐ 無石綿	
			根拠:		☐ NS		写真:	☐ 不明	

《参様3》説明書及び告知書

說明書

年 月 日

(発注者)

様

氏名（法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名）

(郵便番号) 電話番号 - -

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出書に係る事項について説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり
2. 添付資料
- ①説明書資料：通知書(記)以下
- ②別紙
- ③工程表（工事着手日及び工程の概略を記載したもの）

告知書

年 月 日

(下請負人)

様

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

記

1. 説明内容 添付資料のとおり
2. 添付資料
- ①説明書資料：通知書(記)以下
- ②別紙
- ③工程表（工事着手日及び工程の概略を記載したもの）

說明用資料

(法第 12 条第 1 項に規定された法第 10 条第 1 項第一号から第三号)

	工事の名称						
	工事の場所						
工事の内容	工事の種類 □建築物に係る解体工事 □建築物に係る新築又は増築の工事 □建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの □建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（ ）※1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____㎡ 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____㎡ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途 _____ 階数 _____ 請負代金 _____万円(税込) 建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____万円(税込)						
	工期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日					
	工事着手予定日	令和 年 月 日					
受注者	会社名	現場代理人氏名					
	所在地	〒					
	電話番号	FAX					

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。

(例：舗装、築堤、土地改良等)

別紙（法第 12 条第 1 項に規定された法第 10 条第 1 項第四号から第五号）

☐建築物に係る解体工事

工種 の 作業 分解 方法	建築物の構造		作業内容		分別整理の方法	
	①木造 ②鉄骨造 ③コンクリートブロック造 ④その他	①木造 ②鉄骨造 ③コンクリート造 ④その他	①木造 ②鉄骨造 ③コンクリート造 ④その他	①木造 ②鉄骨造 ③コンクリート造 ④その他	①木造 ②鉄骨造 ③コンクリート造 ④その他	①木造 ②鉄骨造 ③コンクリート造 ④その他
工 程 の 作 業 分 解 方 法	①建築物内、内装等	建築物内、内装の取り外し	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由
	②屋根葺き等	屋根葺き材の取り外し	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由
	③外装材、上部構造部分	外装材、上部構造部分の取り外し	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由
	④基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由
廃棄物 発生 状況	特定建築物建築物の種別と量の 見込及びその発生が見込まれる 建築物の部分	建築物の ①外装材・上部構造部分 ②基礎・基礎杭 ③その他	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由	☐ 有 ☐ 無	①手作業 ②手作業・機械作業の併用 使用の合理的理由
	※1建築物内、内装材 ※2屋根葺き等 ※3外装材、上部構造部分 ※4基礎・基礎杭 ※5その他					

□建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

使用する特定建築資材の種類		□コナート □コナート及び脱から成る建築資材 □アパルト・コナート □木材	
工 程		業 内 容	
工 程 こ と 作 業 内 容	①造成等	造成等の工事	☐ 有 ☐ 無
	②基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事	☐ 有 ☐ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事	☐ 有 ☐ 無
	④内装	内装の工事	☐ 有 ☐ 無
	⑤その他	その他の工事	☐ 有 ☐ 無
建築物に用いられた建築資材の見込み		ナ	
建築物 の見 込 込 込	特定建築物に建築物の種類ごとの量の を定めた特定建築資材が使用され た建築物の割合を①発生する 建築物の割合		発生が見込まれる部分割合
	□コナート施工		☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
	□建築資材施工		☐ ⑦ ☐ ⑧ ☐ ⑨ ☐ ⑩ ☐ ⑪ ☐ ⑫
※①造成等 ②基礎・基礎杭 ③上部構造部分・外装 ④内装 ⑤基礎直前・内装等 ⑥その他			

□建築物以外のものに係る新築工事等（土木工事等）

工作物の構造（解体工事のみ）	☐ 新築 ☐ リノベ ☐ その他		
工事の種類	☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 電話 ☐ その他（ ）		
使用する特定建設資材の種類	☐ コークス ☐ コンクリート及び基礎工事用建設資材 ☐ ガラスブロック ☐ 木材		
工 種	作 業 内 容	分別処理の方法（解体のみ）	
①土壌	造設等の工事	☐ 有	①分別処理
②砂・土	基礎・基礎柱の工事	☐ 有	②分別処理
③基礎	上部構造部分、外構等の工事	☐ 有	③分別処理
④全体構造	屋根等の工事	☐ 有	④分別処理
⑤全体構造	建築設備、内装等の工事	☐ 有	⑤分別処理
⑥その他	その他の工事	☐ 有	⑥分別処理
建物に用いられたい建設資材の種類	⑦分別処理		
発生特定建設資材廃棄物の種類とその量の並びに特定建設資材が使用された工作物の部分及びその発生が想定される工作物の部分	種 別	量の単位	発生が想定される部分
発生特定建設資材の発生	①コークス/コンクリート	㎡	①②③④⑤⑥⑦
	②ガラス/ガラスブロック	㎡	①②③④⑤⑥⑦
	③木材/木材	㎡	①②③④⑤⑥⑦
発生特定建設資材の発生	①コークス ②砂・土 ③基礎	④全体構造 ⑤全体構造 ⑥その他	

《参様 4》説明書（発注者用）、（下請負人用）

(元請業者が作成及び発注者に提出する場合の様式例)

年 月 日

解体等工事に係る事前調査説明書面

①発注者 住所
氏名 (法人にあっては名称及びその代表者の氏名) 様

②元請業者 主所
氏名
(法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)
電話番号

大気汚染防止法第18条の15第1項に基づき、解体等工事に係る石綿使用の有無に関する事前調査結果について下記のとおり説明します。

③解体等工事の場所	【解体等工事の名称】		
④解体又は改造・修繕等年々月日	年 月 日	従来面積	m ²
⑤解体等工事の種類	解体 改造・修繕	除染	除塵
⑥建築物等の竣工年	昭和・平成 年		
⑦建築物等の概要	□建築物 (□ 耐火 □ 準耐火 □ その他 ()) (□ 耐火 □ R C造 □ 木造 □ その他 ()) □ その他工作物		
	氏名		
	調査実施機関の名称 (□ 一般 □ 特定 □ 戸建等 □ その他 ())		
⑧事前調査を行った者及び当該者が登録規定に基づく講習を受講した講習実施機関の名称等			
⑨調査を終了した年月日	年 月 日		
⑩調査の方法	□書面 □目視 □分析 □その他 ()		
⑪調査の結果 (※別紙1参照)	□特定建築材料の有無 □石綿又は石綿のみなし (詳細は別紙1のとおり) □石綿無し		
	⑫確認しない調査できない場所であって、解体等が始まる前に確認できなかった場所		
	設置予定年月日	年 月 日	
設置場所	別紙 のとおり		
節大気汚染防止法に係る作業の実施の届出の要否	□要 □不要		

備考 1 特定建築材料が有り、特定物じん排出等作業に該当する場合は別紙1を添付すること。
2 工事に特定建築材料を扱った場合、元請説明すること。

元請業者からこの書面の説明を求めました。
 ③発注者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を受けた者の職及び氏名)
 _____ 年 月 日 _____

発注者へこの書面の説明を行いました。
 ④元請業者氏名 (法人にあっては名称並びに説明を行った者の職及び氏名)
 _____ 年 月 日 _____

※ 書面の構成等を変更する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。

別紙1	
特定粉じん排出（石綿除去）等作業の概要	
①特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則附表第7 1の項 建築物の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有可燃材料等を除去する作業（吹付け及びその準備） 2の項 建築物の解体作業のうち、石綿含有可燃材料等を除去する作業（吹き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 3の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有仕上塗材を除去する作業（5の項を除く） 4の項 建築物の解体等作業のうち、石綿含有成形板等を除去する作業（1から3の項、事項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 建築物の改造、修繕作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有可燃材料等に係る作業
②特定粉じん排出等作業の実施の間隔	年 月 日 至 年 月 日
③特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分に於ける特定建築材料等の種類並びにその使用箇所及び使用期間	1 吹付け石綿 () m ² 2 石綿を含有する保温材 () m ² 3 石綿を含有する耐火断熱材 () m ² 4 石綿を含有する断熱材 () m ² 5 石綿を含有する仕上塗材 () m ² 6 石綿を含有する成形板等 () m ² 詳細は別紙 のとおり
④特定粉じん排出作業の方法	別紙 のとおり
⑤特定粉じん排出等作業の方法が法規第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	別紙 のとおり
⑥特定粉じん排出等作業の発着となる建築物等の配置図表及び付近の状況	別紙 のとおり
⑦特定粉じん排出等作業の工程を示した特定工事の工程の概略	別紙 のとおり
⑧作業実施の要否	設置予定年月日 年 月 日 設置場所 別紙 のとおり
⑨特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
請下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号
※ 書面の構成等を変更する場合は、○番号の項目を記載した書面とすることが望ましい。 備考 1 解体工事等による特定粉じん排出作業（石綿除去等）に関する事項については前記のとす。 2 特定粉じん排出等作業（石綿除去等作業）の対象となる建築物等の配置図、付近の状況、特定粉じん排出等作業（石綿除去等作業）工程を示した特定工事（特定粉じん排出工事）の工程の概略については、計画している作業方法等がわかるものを添付すること（作業工程を示す折断面、側面等）。	

※建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 令和3年3月

説 明 書

年 月 日

(下請負人)

姓

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

大気汚染防止法第 18 条の 16 第 3 項により以下のとおり説明します。

工事の名称		
工事の箇所		
石綿含有建築材料の 種類、使用箇所及び使用面積	☐ 吹付け石綿	(使用箇所：) (使用面積：○㎡)
	☐ 石綿含有断熱材	(使用箇所：) (使用面積：○㎡)
	☐ 石綿含有保温材	(使用箇所：) (使用面積：○㎡)
	☐ 石綿含有耐火被覆材	(使用箇所：) (使用面積：○㎡)
	☐ 上記以外の石綿含有 建築材料 ()	(使用箇所：) (使用面積：○㎡)
特定粉じん排出等作業の種類		
特定粉じん排出等作業の実施の期間		

※大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項 (第 2 項) に基づく屋出、労働安全衛生法第 88 条第 4 項に基づく工事計画届が必要の場合は、様式の写し及び必要資料を添付する。

《参様5》再生資源利用【促進】計画書（実施書）

様式1-I

再生資源利用計画書 一建設資材搬入工事前―「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第1条通知要綱」対応版―

表面 1/4

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 一建設副産物搬出工事前―

2/4

再生資源利用計画書 一現場指示用―

1. 工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名		法人番号等 請求会社名		作成・更新年月日	令和 年 月 日
		会社所在地		工事責任者	
			TEL		

工 事 名	工事施工場所	工 期	令和 年 月 日(仮定)	令和 年 月 日(仮定)
-------	--------	-----	--------------	--------------

2. 建設資材利用計画

国 産 資 材（木材を含む）の利用状況①			建設のうち、再生資材の利用状況			再生資源利用		
分 類	種 別	主たる利用用途	計 画 量(A) の等価換算に基き	再生資材利用量(B) の等価換算に基き	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	再生資源利 用率(B/A)×100%	
コンクリート			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
	合 計		0.000 トン	0.000 トン			0 %	
アスファルト コンกรีメント			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
	合 計		0.000 トン	0.000 トン			0 %	
土 砂			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
	合 計		0.000 トン	0.000 トン			0 %	
鉄 骨			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
	合 計		0.000 トン	0.000 トン			0 %	
鉄 筋			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
	合 計		0.000 トン	0.000 トン			0 %	
鋼 板			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
			トン	トン			%	
	合 計		0.000 トン	0.000 トン			0 %	
鋼 管			トン	トン			%	

確認結果票

[illegible]

《参様 6》通知書

通 知 書

年 月 日

知事 様
市長 様

(工事発注者)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記工事を令和〇年
〇月〇日に工事着工しますので、下記のとおり通知します。

記

工 事 名 :

工事場所 :

【添付資料】 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書

【問い合わせ先】 兵庫県まちづくり部〇〇課 〇〇〇〇 (担当者氏名)
神戸市中央区下山手通 5 - 1 0 - 1
078-341-7711 内線●●●●

《参様 7》特定工作物解体等工事実施届

様式第14号
(第16条関係)

特定工作物解体等工事実施届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
担当者氏名
電話 () - 番

特定工作物解体等工事の名称	用 途	
特定工作物解体等工事に係る工作物の種類	構造・階数	
特定工作物解体等工事の種類		
建築物にあっては、解体する部分の床面積の合計	㎡	
特定石綿含有材料の使用の有無	有 ・ 無	
特定工作物解体等工事の場所		
特定工作物解体等工事の実施の期間	自 年 月 日 日間 至 年 月 日	
粉じんの処理又は飛散の防止の方法	別紙のとおり	
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話 () - 番	
下請負人が工事を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	電話 () - 番	
備 考		

注 「特定工作物解体等工事の種類」の欄は、次の種類の別を記入してください。
(1) 石綿含有材料を使用しない建築物の解体の工事
(2) 石綿含有材料を使用する部分を含む建築物等の解体の工事
(3) 特定石綿含有材料を使用する部分を含む建築物等の改修の工事

別紙

石綿粉 じんに 係る事 項	すべての粉じんに係る共通事項	防じんシート等の設置方法	
		散 水 等 の 方 法	
		特定石綿含有材料の処理方法	除去・封じ込め・囲い込み 使用面積 ㎡ 使用部分 別添 図面のとおり
		散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、排水の処理方法	
		施 工 区 画 の 隔 離 方 法	
		隔離した施工区画の容 積	㎡×高さ m = ㎡
		換気装置の換気能力	㎡/時× 台 = ㎡/時
		1時間当たりの換気回数	換気能力÷施工区画の容積=回/時
		換気装置の設置場所	別添図面のとおり
		隔離した施工区画の集じん機の種類・型式	
		集 じ ん 機 の 効 率	
		清 掃 の 方 法	
	標 識	別添のとおり	
	そ の 他		

《参様 8》特定粉じん排出等作業実施届出書

様式第 3 の 4

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住 所 (法人にあっては、所在地) 電話番号

氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第 18 条の 17 第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	(届出対象特定工事の名称)		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則附表第 7 1 の項 建築物等の解体作業 (水災又は 5 の項を除く) 2 の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業 (掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの) (5 の項を除く) 5 の項 特定建築材料の事前除去若しくは困難な解体作業 6 の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	迄 整理番号	
	至 年 月 日	迄 受理年月日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m ² (間建) その他工作物	※ 備考	
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 ()	—	番
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の下請下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 ()	—	番

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第 10 条の 4 第 2 項第 1 号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第 3 号及び第 4 号に規定する事項を記載した書類とみなす。
3 空図の欄には、記載しないこと。
4 届出図、見取図及び別紙の見取図の大きさは、図面、表等を含むものを除き、日本工業規格 A4 とすること。
5 氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者) が署名することができる。
※ 兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、掲示する標識の写しを添付すること。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置	機種 ・ 型式 ・ 設置数
排気能力 (m ³ /min)	(1 時間あたりの換気回数 回)
使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類	
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
2 使用する資材及びその種類の欄には、亜硫酸・固化液等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則附表第 7 に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、数値の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び揚子板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

《参様 9》建設工事計画届

建設工事計画届

様式第 21 号 (第 91 条、第 92 条関係)

土 石 採 取

事業の種類	事業場の名称		仕事を行う場所の地名番号	
			電話 ()	
仕事の範囲			採取する土石の種類	
発注者名			工事請負金額	
仕事の開始予定年月	年 月 日	仕事の終了予定年月日	年 月 日	
計画の概要				
参画者の氏名	参画者の経歴の概要			
主たる事務所の所在地	電話 ()			
使用予定労働者数	人	関係請負人の予定数	人	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計 人

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考 1 表題の「建設工事」及び「土石採取」のうち、該当しない文字をまっ消すること。
2 「事業の種類」の欄は、次の区分により記入すること。
建設業 水力発電所等建設工事 すい道建設工事 地下鉄建設工事 鉄道軌道建設工事 橋りょう建設工事 道路建設工事 河川土木工事 砂防工事 土地整理土木工事 その他の土木工事
鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事 鉄筋造家屋建築工事 建築設備工事 その他の建築工事 電気工事 機械器具設置工事 その他設備工事
土石採取業 採石業 砂利採取業 その他の土石採取業
3 「仕事の範囲」の欄は、労働安全衛生規則第 90 条各号の区分により記入すること。
4 「発注者名」及び「工事請負金額」の欄は、建設工事の場合に記入すること。
5 「計画の概要」の欄は、届け出る仕事の主な内容について、箇条書きで記入すること。
6 「使用予定労働者」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
7 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
8 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

《参様 10》建築物解体等作業届

様式第1号（第5条関係）

建築物解体等作業届

事業場の名称			作業場の所在地		
仕事の範囲					
作業に係る部材の種類					
発注者名			工事請負額	円	
仕事の開始 予定年月日	年	月	日	仕事の終了 予定年月日	年 月 日
主たる事務所の所在地	電話				
使用予定労働者数	人	関係請負人の予定数	人	関係請負人の使用する労働者の予定数の合計	人
作業主任者の氏名					
石綿ばく露防止のための措置の概要					

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「使用予定労働者数」の欄は、届出事業者が直接雇用する労働者数を記入すること。
- 2 「関係請負人の使用する労働者の予定数の合計」の欄は、延数で記入すること。
- 3 「石綿ばく露防止のための措置の概要」の欄は、工事に当たって行う石綿ばく露防止対策を講ずる措置の内容について、簡潔に記入すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

《参様 11》 解体等作業に関するお知らせの掲示

石綿含有取付け材、石綿含有保護材等の除去を含む作業（届出対象） ※指示サイズはA3(42.0cm×29.7cm)以上、毒性物質は白色。	
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(案)	
□石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 また、□労働安全衛生法第88条第4項（労働安全衛生規則第90条第15号の2）の規定による計画の届出 □大気汚染防止法第18条の1第5項の取扱いによる休業要請の届出 □環境の保全と救済に関する法律第20条第1項第1号に定める事業の届出 石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定に基づき調査結果をお知らせします。	
石綿含有成形等、石綿含有上塗材の除去等作業（届出不要作業） ※指示サイズはA3(42.0cm×29.7cm)以上	
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(案)	
□石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の規定に基づく調査結果をお知らせします。	
事業場の名称： 届出先及び 届出年月日 代表者 事業場番号 関係者 解体等工事の種類 石綿除去（特定じん排出）作業等の計	調査票 事業場の名称 解体等工事の種類 石綿除去（特定じん排出）作業等の計
石綿使用なし ※指示サイズはA3(42.0cm×29.7cm)以上	
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(案)	
□石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の規定に基づく調査結果をお知らせします。	
事業場の名称： 調査終了年月日 登板表示日 解体等工事期間 調査方法の概要（調査箇所） 住所	
元請業者（解体等工事の施工者が調査者） 氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名） 現場責任者氏名 連絡場所 TEL 調査者（分析等実施者） 氏名又は名称及び住所 ・事前調査・試料採取を実施した者 ・分析を実施した者 その他事項	

※掲示サイズは A3（42.0cm×29.7cm）以上

《参様 12》 マニフェストについて

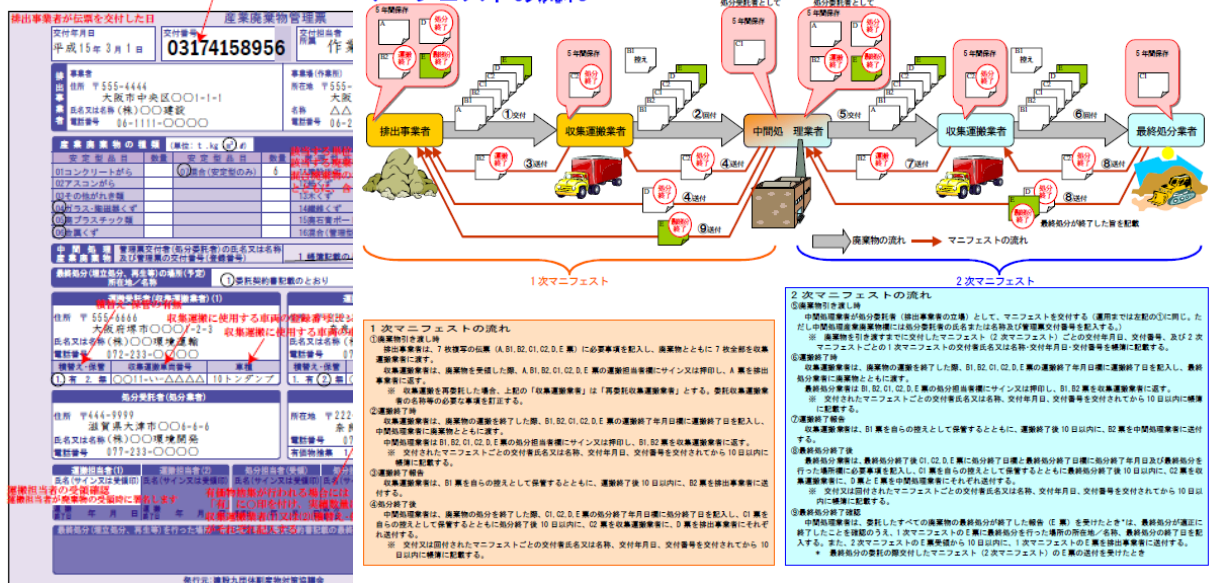
建設系廃棄物マニフェスト使用方法

A票：排出事業者の控え
B1票：収集運搬業者が1社の場合
収集運搬業者の控え
収集運搬業者が2社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者(1)より収集運搬業者(2)へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのもの
B2票：収集運搬業者が1社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者より中間処理・最終処分業者へ運搬されたことを確認するためのもの
収集運搬業者が2社の場合
排出事業者が、委託した収集運搬業者(2)より中間処理・最終処分業者へ廃棄物が運搬されたことを確認するためのもの
C1票：中間処理、最終処分業者の控え
C2票：収集運搬業者が自分の運搬した廃棄物の処分を確認するためのもの
D票：排出事業者が委託先の処分終了を確認するためのもの
E票：排出事業者が全ての最終処分(再生を含む)が終了したことを確認するためのもの

収集運搬業者(1)(2)は必要に応じて写しを保存する
(収集運搬業者(1)はB1票の写し、収集運搬業者(2)はB2票の写し)

マニフェスト記載例

10桁で、シリアル番号として記入済み
(10桁の次の1桁(潮掛け部分)は交付番号用チェックディジットで、
コンピュータの入力時に誤入力防止のため使用します)



《参様 13》再資源化等報告書

再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称(代表者の氏名))

(郵便番号 ー ー) 電話番号

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊		
アスファルト・コンクリート塊		

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円(税込)

(参考資料を添付する場合の添付資料)※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

《参様 14》リサイクル阻害要因説明書

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名

工事名

工事概要

Ⅰ. 建設資材利用計画

【 】内：目標値 【 】内：計画値 ()内：達成値	土砂	砕石	アスファルト混合物
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
	【 % 】	【 % 】	【 % 】
計画書に比べて 10%以上下がった理由			
再生材の供給場所がなくなった			
再生材の供給量が減った			
再生材の規格が仕様になくなった			
その他(下の括弧内に記入)			
その他			

Ⅱ. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

【 】内：目標値 【 】内：計画値 ()内：達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
	【 % 】	【 % 】	【 % 】
計画書に比べて 10%以上下がった理由			
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			
その他			

Ⅲ. 建設副産物搬出計画・実績

【 】内：目標値 【 】内：計画値
()内：達成値

建設汚泥	建設発生木材	建設副産物廃棄物
(%)	(%)	(%)
[%]	[%]	[%]
【 % 】	【 % 】	【 % 】
計画書に比べて 10%以上下がった理由		
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)		
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった		
有害物質が混入していた		
再資源化施設がなくなった		
再資源化施設の受入容量が減少した		
その他(下の括弧内に記入)		
その他		

《参様 15》特定粉じん排出等作業完了報告書

特定粉じん排出等作業完了報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

担当者の氏名

電話 ()

特定粉じん排出等作業を完了したので、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7		
	1の項 建築物等の解体作業 (次項又は3の項を除く)		
	2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業 (掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの) (次項を除く)		
	3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿	3 石綿を含有する保温材	
除去等工事に係るアスベスト測定の結果 (敷地境界の最大値)	2 石綿を含有する断熱材	4 石綿を含有する耐火被覆材	
	施工前	施工中	施工後
	本	本	本
特定建築材料の除去量	m ³ (面積)	m ²	
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物の概要	建築物 (耐火・準耐火・その他)	その他工作物	
延べ面積	m ² (階建)		
発注者の氏名又は名称			
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 ()		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話 ()		

添付書類：濃度測定結果報告書の写し。濃度測定を実施している現場写真

《参様 16》建設資材廃棄物引渡完了報告書

様式第 5 の 2 (第 8 条の 2 関係)

建設資材廃棄物引渡完了報告書

年 月 日

兵庫県知事 様

注文者 様

報告者 住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 () - 番

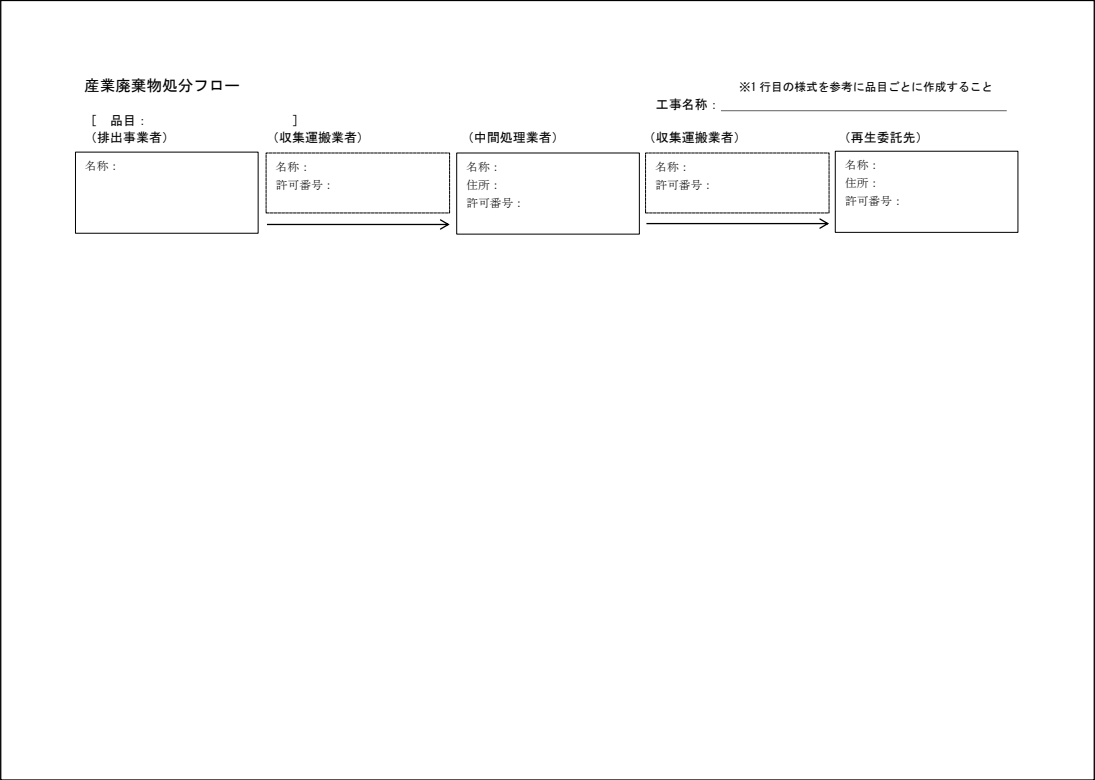
解体工事の名称			
解体工事の場所			
建築物等の構造		解体工事対象床面積	㎡
解体工事の請負代金		引渡完了年月日	
建設資材廃棄物の処理費用		運搬費	処分費 合計
建設資材 廃棄物 の 種 類	木くず	搬出先事業場の名称	
		引渡数量	
	がれき類 (コンクリートくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
	がれき類 (アスファルトくず)	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
	金属くず	搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	
		搬出先事業場の名称	
		搬出先事業場の所在地	

注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。

注 2 木くず、がれき類 (コンクリートくず)、がれき類 (アスファルトくず) 及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。

A 4

《参様 17》産業廃棄物処分フロー



施工計画書及び施工図について

1 総合施工計画書

工事着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、担当職員に提出すること。記載内容の参考事例を下表に示す。

1. 一般事項	1) 適用範囲	
	2) 適用図書	本工事に使用する仕様書、標準図等
	3) 関係法規	
	4) 参考図書	参考となる図書名（〇〇工事監理指針 工事写真の撮り方・・・）
	5) 工事関係者への周知	
2. 工事概要	1) 工事名	
	2) 工事場所	
	3) 工期	
	4) 契約金額	
	5) 工事内容	主な建物名称・規模等、本工事の特徴：工事の目的、条件、方法等 施工条件：周囲の状況、建物配置、敷地高低、作業時間帯等
	6) 他工種との関係	
3. 施工一般	1) 工事現場の管理	
	2) 本工事全般の進め方	作業員の教育、工程管理、管理目標値、検査体制、安全対策等
	3) 施工管理体制一般	現場の構成、工種別責任者、監督員との連絡体制、品質管理体制等
	4) 工事現場の施工体制	① 社内・現場の組織体制：組織編成、命令系統、業務・役割分担 ② 主任（監理）技術者、電気保安技術者等：資格者証（写）添付
	5) 安全衛生管理体制	安全衛生管理計画、工事安全教育・訓練活動、安全管理組織・パトロール
	6) 管理・検査計画	
	7) 臨機の処置	緊急時の連絡体制、災害又は事故発生時の対応
	8) 服務規則	服装、安全帯、安全靴、入場許可証等
	9) 環境保全対策等	① 騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等に関する対策 ② 仕上げ材等の化学製品の取扱い ③ 建設業のイメージアップのため、現場で取り組む内容
	10) その他	総合仮設計画、工程管理計画等

2 工種別施工計画書及び施工図

当該工事の施工に先立ち、工種別施工計画書（材料承諾願いを含む）及び施工図を作成し、担当職員に提出すること。

- 施工計画書については（一社）日本建設業連合会関西支部のHPにおいてひな形が作成されており、参考にすると良い。
URL：<https://www.nikkenren.com/about/kansai/sekoukeikaku/>
- 特に施工計画書のうち品質計画に係る部分と施工図については、承諾を受ける必要があるため、十分に時間的余裕をもって提出すること。

3 交通誘導員

(1) 資格要件

一般交通（歩行者のみの誘導を含む）に対して「交通誘導員」を配置して工事を行う場合、下記の資格要件に合った警備員を配置すること。

特に、兵庫県公安委員会が認定した路線（区間）において交通誘導を行う場合は、「1・2級交通誘導警備検定合格者」が必要となる。

《兵庫県公安委員会が認定した路線》

URL : <https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/tetuduki/keibigyuu/data/R3ninteirosen.pdf>

《資格と要件》

資 格	資格要件
1・2級交通誘導警備検定合格者	・ 公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	・ 警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の公布を受けている者 ・ 警備業法における指定講習を終了した者 ・ 警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上ある者

(2) 提出書類

受注者は、配置する警備員について、資格を証明する次の資料のいずれかを提出

- 交通誘導警備検定合格証（写し）
- 警備員指導教育責任者資格者証（写し）
- 指定講習修了証明書（写し）
- 警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上あることを証明する書類

《参考》警備業法第2条第1項第2号の警備業務

人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場合における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務

工事の記録について

1 工事進捗状況報告書

工事進捗状況報告書を毎月末日締めで翌月 10 日までに担当職員に提出する。

(報告書表紙(様式1) + 実施工程と出来高表 + 工事監理月報 + 工事施工進捗図 + 工事記録写真)

ただし、請負工事額 1 億円未満の場合は、報告書（様式 2）＋実施工程と出来高表を提出すればよい。

出すればよい。

工事記録写真

工事施工進捗図

工事監理月報

令和 年 月 日現在

工事名称

実施工程と出来高表 記載例

課長	副課長	副課長	建築企画班	班長・主幹	担当

	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
工事の進捗状況を報告します。															

工事進捗状況報告書

令和 年 月 度

工事名称

報告期間 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

工事の工程表をここに、
完成予定は赤線、施工
遅延は赤色(赤色)

受注者

現場代理人

日・祝・休日は日付に○	作業日数	日
晴 曇 雨 雪	閉所日数	日
作業日 ○	今月度の	%
閉所日 ×	現場閉所率	

2 打合せ記録

担当職員等と打合せを行った内容については、工事打合せ簿を作成し、記録すること。

工事打合せ簿			
工事名		兵庫建設有限	
日 時	令和 年 月 日	兵庫建設有限	
場 所		受注者	(現場代理人)
記録者			(監理技術者)
集 団		関連会社	
(施 事 内 容) 1. 前期工事終了の確認 2. 前月の工事経過報告及び進捗状況の説明 3. 当月の月別工程の説明 4. 施設管理費からの要請、連絡事項 5. 発注管理、設備課からの指示、要請、連絡事項 6. 受注者からの要請、連絡事項 7. 協議・調整事項 8. その他			

3 各工事の記録

各工事の施工内容・社内検査結果、材料の数量・品質について、検査結果一覧や集計表等を添付することにより、分かりやすく整理し、工事写真による施工確認とともに整備すること。

《代表的な工種と記録項目》

工 種	記 録 す べ き 項 目
仮設工事	監督員事務所、資材置場、揚重設備、指定仮設、縄張り、ベンチマーク
土工事・地業工事	残土処分受入伝票、六価クロム溶出試験（地盤改良）、盛土の種類・締固め方法、杭材料：規格証明書・認定書・製造所・納品伝票、支持地盤の確認、杭施工報告書
鉄筋工事	鋼材検査証明書・試験成績、鋼材入荷数量の確認、ガス圧接溶接技能者資格、圧接引張試験結果、超音波探傷試験
コンクリート工事	コンクリート配合計画書・報告書、骨材試験、型枠の確認、品質管理記録表、コンクリート打設結果報告書
鉄骨工事	鋼材検査証明書・試験成績、製品検査記録、製荷下ろし検査記録、工場溶接技能士資格、製作工場認定証明書、現場溶接技能士資格、ボルト規格証明書、ボルト締付管理記録報告書、鉄骨建方品質管理記録報告書、超音波探傷試験、耐火被覆認定書、錆止めの仕様、メッキ又はリン酸処理、製品検査記録
CB・ALC パネル工事	規格証明書、試験成績書、受入検査、資格証明書（ALC 溶接）、確認記録
防水工事	材料搬入報告書、施工数量と納品数量の比較表
建具工事	メーカー自主検査記録報告書、受入れ検査記録、製品検査記録報告書
内外装工事	規格証明書、品質証明書、試験成績書、防火表示、化学物質の濃度測定
外構工事	規格証明書、品質証明書、試験成績書、アスファルト配合計画書
外壁調査・補修	外壁調査報告書
その他	建設副産物に係る記録については資料3「建築工事における建設副産物処理マニュアル」を参照

《工事写真の撮影対象等》

「国土交通省大臣官房官庁営繕部 営繕工事写真撮影要領」を参照

URL : <https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001589800.pdf>

《参考》集計表

外壁吹付施工数量 確認表(記載例)

○ 左官工事(JIS6090 複層塗材E 吹き放し仕上げ)
商品名:〇〇(株)「△△」

標準仕様書工程 ()内:使用量	メーカー工程	商品名	①メーカー仕様 による使用量	②容量	A 施工数量	③必要数量 ①×A÷②	納入数量	④使用数量 (空缶数量)	チェック欄 ③<④
下塗材 (0.1kg/㎡以上1回)	下塗り	シーラー	0.1～0.15kg/㎡	18kg/缶	513㎡	0.1×513÷18=2.85	4缶	4缶	OK

主材基層
(0.7kg/㎡以上1回)

主材塗

主材

主材模様
(0.8kg/㎡以上1回)

主材塗

主材

上塗材
(0.25kg/㎡以上2回)

上塗り 2回塗

トップコート

A. 施工数量

設計数量

513㎡

≧505㎡

コンクリート品質管理記録表

Xデーは必要に応じて試験する

工事名称:

現場代理人

作成者

打設箇所	打設日	調合管理強度 (Fc)	計画スラブ (cm)	打設量 (㎡)	1 週強度 (< 1 W)	4 週強度 (4 W)	Xデー (せき板脱型用)	28日を過ぎて 91日強度 ※4週で強度が不足し1週迄	備 考
ラップル①					公約試験場の強度試験結果の数値				テストピースは取っておくこと
ラップル②									
基礎A									
基礎B									
1階土間									
1階									

工事写真で風袋写真を撮っておくこと。
※番号を振る、もしくは縦横の列で缶の数量が確認できるように撮る。

公的試験場の強度試験結果の数値

テストピースは取っておくこと

目的物・工事関係図書の引渡し

工事完成後、目的物の引渡しについては、公有財産受渡証書（別紙を含む）を2部作成するとともに、必要書類を整理してください。引渡しに必要な書類は、2引渡図書作成要領を参考にし、作成図書に合わせて加筆修正を行い、添付してください。この時、書類名称等は正確に記入し、公有財産受渡証書「1. 受渡し物件」、別紙については、担当職員と協議の上、記載してください。

なお、引渡書類は一部を除き電子納品を原則としますが、現地管理者等との調整により紙等による納品となる場合もあるため、事前に担当職員に確認してください。

1 公有財産受渡証書

様式第3号（第20条関係）

公有財産受渡証書

引渡し側 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ）

電子メール

引受け側

職氏名

印

下記の物件について、現地立会いの上受渡しが完了したことを確認します。

記

1. 受渡し物件

所在

区分

種目

名称

構造

数量

2. 立会い年月日

令和 年 月 日

3. 立会い者職氏名

引渡し側

引受け側

4. 添付書類

公有財産受渡証書 別紙			
有無	名称	種別	部数等
1	○ 鍵・鍵リスト	製本	1式
2	○ 取扱説明書 ・ スライディングドア	製本	計○冊
3	○ 保証書 ・ 屋上シート防水 ・ 便所アスファルト防水	製本	計○枚
4	○ 施工体制台帳	DVD	○枚
5	○ 完成図（竣工図）	印刷・複製本	1冊
6	○ 施工図 ・ 金属工事 ・ サッシ工事	DVD	○枚
7	○ 完成写真	DVD	1枚
8	○ 建設リサイクル等通知書（施主宛）	紙	○冊
9	○ 建設リサイクル等通知書（行政宛）	紙	○冊
10	○ 施工計画書 ・ ○○工事 ・ ○○工事	DVD	○枚
11	○ 材料承諾額 ・ 鉄筋 ・ クロス	DVD	○枚
12	○ 調査報告書・検査結果報告書等	DVD	○枚
13	○ 工事写真	DVD	○枚
14	× 建築基準法第18条第2項の規定による通知書等 （通知書、確認済証、計画変更申請、工事完了通知、検査済証）	製本	計○冊
15	× 建築基準法第18条第4項の規定による計画通知書等 （通知書、適合判定通知書、計画変更通知書）	製本	計○冊
16	× 構造計算書	製本	計○冊
17	× 建築物のエネルギー消費性能に関する法律第13条第2項の規定による計画通知書等 （通知書、適合判定通知、計画変更通知書、軽微変更該当証明申請書）	製本	計○冊
18	× 都市計画法関係書類	製本	計○冊
19	× 市条例に基づく届出書	製本	計○冊
20	× 敷地面積図（平面・断面）	紙	○枚
21	× 地盤調査報告書	製本	○冊
22	× 土質標本	標本	○冊
23	× アスベスト調査報告書（設計時調査）	製本	○冊
24	× コンクリートコア試験結果報告書	製本	○冊
25	× 耐震診断書・補強計算書・評価書	製本	計○冊
26	× 要約版（耐震診断・補強計算）	製本	○冊
27	× 総括書（耐震診断・補強計算）	紙	計○冊

2 引渡図書作成要領

① 共通事項

- (ア) 特記無き限り提出部数は1部とする。
- (イ) 原則として、公有財産受渡し時に提出すること。(遅くとも、引渡し後2週間以内)

② 図書のタイトル・目次

- (ア) 背表紙に完成年月、工事名称、図書名称、受注者名、保存年限(担当職員と協議)を記入すること。
- (イ) 保証書等の製本されていない図書は、A4判フラットファイル又はドッチファイルに綴じること。
- (ウ) ファイルは、目次や仕切りカードを使用し、内容物が容易に閲覧できるようにすること。

③ 完成図の作成

- (ア) 工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、設計図書に添付した図面と同程度の種類・枚数とする。
- (イ) A3縮小2つ折り製本とし、背表紙に完成年月、工事名称、図書名称、施工業者名を記入する。
- (ウ) 印刷前に担当職員のチェックを受けること。

④ DVDの作成

- (ア) DVD内に、施工体制台帳や完成図等のグループごとにフォルダを作成すること。
- (イ) データ名やフォルダ名は内容が容易に判断できる名称とすること。
- (ウ) DVDは裏面に直接、完成年月、工事名称、図書名称、受注者名、保存年限を記入すること。
- (エ) データの保存形式は、原則としてPDF形式とする。(完成図、施工図、完成写真、COBRISは除く)
- (オ) 完成写真データの保存形式はPDFとし、そのうち営繕課ホームページに掲載する写真(おおむね5枚程度)はJPEG(低圧縮率1/5程度)、有効画素数は300万画素(1,448×2,176 縦横比率約2:3)程度とする。データ名は撮影箇所名又は室名等とする。営繕課ホームページに記載する写真にはコメントを添付する。改修・模様替えの場合は工事前と工事後の写真を添付する。
- (カ) 完成図及び施工図はCADデータとPDFデータを提出すること。(300dpiを目安とすること。)
- (キ) CADデータのソフトは、下記によること。
 - Jw-cad (Ver. 7.11 以上) を原則とし、線種情報等を記載したファイル(印刷スタイルテーブルや環境ファイルなど)も併せて提出
 - なお、Jw-cad 以外で作成したものは、jww形式に変換したデータも併せて提出
- (ク) 貸与されたCADデータは、当該工事における完成図及び施工図の作成以外に使用しないこと。

3 引渡図書の提出先

① 営繕課・設備課に提出する図書

下記データを1枚に納めたDVDを2セット（上記2④参照）

- 指示簿、質疑応答記録
- 施工体制台帳（資料2「2施工体制台帳等」に記載の図書全て）
- 完成図（図面枚数やデータ保存形式は、上記2③④参照）
- 施工図（データ保存形式は、上記2④参照）
- 完成写真（データ保存形式は、上記2④参照）
- 建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成した再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、及びこれらの実施書

② 現地に提出する図書

下記の図書等について永久に保存する。担当職員の指示がある場合は、完成年月、工事名称、図書名称、受注者名を記載した引出し付き段ボールに入れて引き継ぐこと。（計画通知、構造計算書等の設計時の書類も入れるため、余裕をもった大きさとする。）

- 完成図（A3縮小版）
- 鍵・鍵リスト
 - 鍵はキーケースに収納、番号札を各鍵に付け、室名等場所を記入
 - 室名、鍵番号、本数、マスターグループ名を記入した一覧表を作成
 - 平面図にマスターグループゾーンを色分けし、系統図を添付
 - 鍵番号は、引渡時に読み合わせすることを原則とする
- 取扱説明書
- 保証書（保証書の宛名は契約書に記載の発注者。引渡翌日からの保証とする。）
- 下記に記載のデータをまとめたDVD
 - ・施工体制台帳（資料2「2施工体制台帳等」に記載の図書全て）
 - ・完成図
 - ・施工図
 - ・完成写真
 - ・施工計画書
 - ・施工報告書（各種試験報告書も含む）
 - ・材料承諾願
 - ・工事写真
 - ・調査・試験結果報告書（アスベスト、地盤調査、地盤改良等）
 - ・建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成した再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びこれらの実施書